

書評特集

川出良枝著『平和の追求：18世紀フランスのコスモポリタニズム』をめぐって

《書評への応答》

コスモポリタニズム研究のさらなる地平に向けて：書評への応答

拙著に対して書評をお寄せいただいた野原慎司、上野大樹、森村敏己のお三方、また、書評を刊行する貴重な機会を与えていただいた『経済学論集』に心より御礼申し上げます。今回の試みは、2023年6月18日に一橋大学で開催された第30回一橋哲学・社会思想セミナーにおける合評会が元になっている。お三方は当該セミナーにおける報告者でもあった。学術書である以上、最も気になるのはピア・レビューである。当該分野で傑出した成果を発表され、常日頃より大きな刺激を受けてきた専門家の評価をしかと受け止める覚悟をもって臨んだ合評会であった。幸い、酷評の嵐にもまれるということではなく、自分の仕事の特質を欠点も含めて正確に理解し、さらには今後の研究にとっての豊かな示唆をいただくことになった。この度、その成果が活字として刊行されることになった。幸いなことである。

早速お三方の書評に対して応答していきたい。

1. 野原慎司氏への応答

アダム・スミスを中心とするイギリス（ブリテン／英国）の経済論を専門とされる氏の日頃の問題関心に発する観点から整序した新鮮な梗概となっており、嬉しく拝読した。特に、「国境を越えた言説上の文脈が示され」た点を評価点として挙げていただいているが、野原氏のコメントを通して、海峡を挟んだ二つの国の論者の関心の所在に、相当程度のずれがあることも露呈した（これは以下の上野氏の書評に対しても感じたことである）。第2章で登場する二人は、ウォルポール体制下の経済発展（ル・ブラン）や市民の権利の平等（フジュレ・ド・モンブロン）に魅力を覚えており、イングランドの自由が、「古来の国制」に由来するか、近代の改革に由来するか、という野原氏が言及する歴史論争への関心は驚くほど薄い。おそらく、気にも留めていなかったのではないかと。ル・ブランについては後者の立場にあったヒュームの影響もあろうが、それ以上に、イングランドの都市と農村の飛躍的な発展ぶりを目撃した二人の外国人にとっては、その欠点も含めイングランドの「近代（同時代）」がもっぱら関心の的であった。モンテスキューが古代ゲルマンに発する自由な政体の伝統が英仏両国の共通の遺産であると力説したのとは興味深い対比であると言える。第4章との関連では、拡大（征服）するか、現状を維持するか、そのいずれの道をたどっても共和国は困難に遭遇するという共和国のジレンマの問題が英仏比較の文脈でもつ意味を考えさせられた。野原氏が示唆するように、イギリスでは商業共和国あるいは海洋帝国という新しい可能性によってこのジレンマが打破されていったが、フランスのような君主国においては同様の問題がいかなる意味をもったのだろうか。確かに、「征服の精神」を批判して、植民地を含む商業圏の拡大の道を拓くという方向性は、たとえばムロンにおいても看取される。だが、君主国の場合、自由を維持するために版図を小さく保ち、財の分配を政府が管理するといった選択肢はまともにも検討されるものではなかった。それゆえ、そもそも、征服（軍事帝国）か小共和国の自由か、という形で問いが立てられることは減多になかったと言えるのではないかと。

アダム・スミスと人類愛のコスモポリタニズムとの関係についての野原氏の示唆は、実に豊かな射程をもつ。スミスがその『道徳感情論』第6部で「われわれの祖国への愛は、人類への愛から導き出されたものではないように思われる」(VI.ii.2.4)と宣言したことは比較的よく知られているが、そこでスミスは誰を批判のターゲットにしたのだろうか。すなわち、祖国愛を人類愛から導き出そうとした作品としてスミスが想定するものは何か。それが若き日のテュルゴの草稿であることが証明できれば、と思わずにはいられないが、ここでは無理はせず、影響関係について着実な証拠がある事例を示唆するにとどめよう。一つは、スミスがルソーの『百科全書』の項目である「統治論(エコノミー・ポリティック)」や『エミール』を読み、この点においてはルソーと同じ認識に立っていた(批判の矛先はフィロゾーフ)という仮説である。あるいは同じく『百科全書』のジョケールによる項目「普遍的パトリオティズム」も候補としてあげられよう。他方、スミスの言明については、以下の上野氏の書評で登場するハチソン等との比較も重要であろう。

最後に、サン＝ピエールについて述べたい。不当に軽視され続けたこの理論家の再評価に精力的に携わってきた野原氏は筆者にとっていわば同士のような存在で、特に彼の勢力均衡批判の意義の解明には多くを学んだ。解釈の大筋に異論はないが、あえて一点だけ、彼がルソーとは異なり「宗教的情熱」を潜ませて国家連合構想を打ち立てたという解釈(この宗教的情熱の詳細は、上で参照された野原、2022を参照)にあえて疑問を呈したい。なるほど、彼がピエール・ベールに影響を受け、異教徒も含む宗教寛容の唱道者であった(C. Dornier, *La Monarchie éclairée de l'abbé de Saint-Pierre*, 2020, ch.6)ことを考え合わせれば、彼の考える平和な社会では、異なる宗教の併存も実現するであろうとは言える。しかし、彼が、人文主義者が夢想したような宗派の再統一を最終目標としていたとまで言えるだろうか。実際、サン＝ピエールは自分は異なる宗教の和解を求めてはいないと明言する(『永遠平和』第1巻第6論考反対論25への反論)。拙著の立場としては、サン・ピエールの議論の出発点は単純明快で、「戦争なしに将来の紛争を終結させ、すべての諸国民の間に恒久的な商業を維持するために設けられる主権者間の常設の仲裁機関の設立」である(詳細は拙著p.143。以下、同書からの引用はページのみを記す)。連合体は戦争の回避という目的に特化した機関であり、しかもそれがもたらす最大の利点は(この点は、野原氏の同意も得られると思うが)商業の維持という世俗的な帰結である。諸宗教の和解などという高邁すぎる目標を掲げないがゆえにより多くの国民をそのメンバーに迎えられるという点こそが、サン・ピエールの構想の最大の強みなのではなかろうか。

2. 上野大樹氏への応答

上野氏には、日本語で書かれた学術書を国際的な研究動向の中で学術的に評価するというやっかいな事業に正面から取り組んでいただいた。自分の仕事を国際的な文脈に位置づけるというのは、気恥ずかしさも先に立ち本人がなかなかしえぬことである。それ以上に、執筆している最中には自分が既存の研究を評価するのに手一杯で(日本語の壁を利用して、ずいぶん勝手な批評を書いたものと反省もしている)、自分の研究を相対化することにまでは手が回らなかった。上野氏のアンテナの感度があまりにも高く、かなりの分量を読み込んでいますつもりでも、参照すべきだった英米圏の重要な研究が抜け落ちていることにも気がつかされた。

また、これが上野氏の今後の研究の序論に相当するような論考であることも強調したい。自分の研究が、早くも次の研究の礎となりつつあることを突きつけられ、喜びとともに畏れの念を抱く。上野氏は佐藤空氏とともに、18世紀のコスモポリタニズムについての国際共同研究を準備中であり、その途上で拙著が刊行されるや連絡をいただき、プロジェクトに途中から参加させていただいている。このプロジェクトの当初の参加者には、大ブリテンの思想家(アダム・スミス、パーク、ベンサムなど)を専門とするメンバーが比較的多く、同じく「コスモポリタニズム」という問題を設定した際に、海峡を挟ん

だ両岸の文化圏において、相当程度の乖離が存在することに驚かされた。印象批評の域を出ないが、18世紀の英語圏においては、そもそも「コスモポリタン」や「世界の市民」という概念がフランス語圏におけるほど頻繁に用いられたわけではなく、それゆえに現代の研究者が「コスモポリタニズム」を論じるとなると、研究者の側の視角や操作的な枠組みがやや強く打ち出されすぎてしまうのではないか。特に、上野氏の書評に登場するところのダンカン・フォーブスがこの概念に関する英語圏の研究に及ぼした強い影響には驚きを禁じ得ない。すなわち、イングランドの名誉革命体制を無邪気に礼賛しフランスの絶対王政をやり玉に挙げる通俗的ホイッグを批判的に相対化する懐疑的ホイッグとしてのヒュームが、スコットランドにおける「世界市民」性の代表として流布されてきたというのである。ヒュームの政治思想の同時代的な位置づけについてはもちろん異論はない。自国のみならず（外交的には良い関係にあったとは言えない）他国の政治についても、単純な図式に陥らない公平な評価を下す成熟した政治的判断力や、その背後にある歴史についての鋭敏な感覚をあえてコスモポリタニズムと名付けることは十分可能であろう。だが、上野氏が指摘されるように、それがそもそも文脈主義的に追跡可能かと言えばかなり怪しく、しかも、イングランドの島国性とスコットランドの世界市民性（むしろヨーロッパ性と述べた方が正確かもしれない）を対比するという二項対立的な構図を再生産してきたというのであれば、フランスに軸足を置いて研究してきた者としては、あっけにとられるばかりである。コスモポリタンという古代ギリシャ語に根をもつ単語が英語圏ではどの程度の頻度で用いられたのであろうか。また、フェヌロンに典型的に表れるように、この概念がフランスで用いられる文脈としては、やはり何とんでも、人類（*humanité*）の共同体に属する者として、戦争（とりわけ征服）による殺戮を糾弾する—恒久的な平和を追求する—という課題があげられるのだが、同じことは大ブリテンにおいても言えるのだろうか。こうした相違を（あるいはにもかかわらず存在する共通性を）究明することは、優れた比較研究の重大な課題であろう。上野氏が展開する考察は、氏がすでに一定の結論に向けて着実に歩を進めていることを窺わせ、筆者としても大いにファイトがわく。

個別の指摘に移ろう。まず、方法論について。筆者はこれまで、研究においては、「フィロロジー（文献学）とフィロソフィー（哲学）の二つ」が必要であるという、フランス留学中の恩師であるジョルジュ・ベンレカッサ氏の言葉を唱えるのみで、あまり真面目な議論を展開してこなかった。ところが、今回、上野氏は、当時の用法を正確に掘り起こすという文脈主義的アプローチと研究者が主体的に設ける分析概念とを関連付け、両者の適切なバランスをとるところに本書の方法論的強みがあると指摘された。これは筆者に代わって、あるいは筆者以上に明晰に本書の方法の特徴を明らかにされるものである。筆者として蛇足を加えるとすると、辞書の項目に注目するというのはドイツの『歴史基本概念辞典』（*Geschichtliche Grundbegriffe*）にみられる概念史研究の手法から学んだ。ただし、概念の歴史の変遷を追うことが思想の内実の解明に直結するのか、という疑念（これはラディカルなコンテクスト主義への違和感とも共通する）を常に抱き続けており、それが筆者が分析概念を用いることに積極的であることの一因でもある。

初期近代ヨーロッパにおけるストア派受容という、研究上の一大トピックについても簡にして要を得たコメントをいただいた。脱国家やアパテイアの重視という側面よりは社会性（社交性）の陶冶に資する倫理学としてストア派を受容するという傾向については、氏が示唆されるように特にスコットランド啓蒙研究において分厚い研究蓄積がある。モンテスキューやデイドロに同様の傾向をみてとることは容易である。たとえば『法の本質』第24編第10章におけるストア派の捉え方—「[ストア派]はすべて、社会のために生まれた以上、自分たちの運命は社会のために働くことであると信じた」—を挙げれば十分であろう。その関連で、オイケイオーシス概念の複数性（「自然的欲求の階梯」と「義務の階梯」）について重要な問題提起がなされた。フェヌロンやモンテスキューは自然的欲求の階梯を義務の階梯によって反転させ得ると考えていたとしても、拙著が引用したラムジーの文章（p. 32-33）に関しては、

彼が自然的欲求の階梯にもう少し積極的な意義を感じていたと読めるのではないかという指摘である。これに関して、参考として、改訂版（1721年版）『政治試論』におけるラムジの説明を引用しておく。ラムジは、人間は、個別のものより一般的なものをより愛する義務をもつが、ものごとに配慮する場合、身近なものから遠いものへという順番を踏むべきだと述べ、その理由として、「人間の愛する能力は無限であり、愛を特殊なものに限るべきではないが、人間の理解力は限定的で、全人類の要求にそれを用いることはできない」とする（A. M. Ramsay, *Essais de politique*, 2009, p.165）。確かに氏が示唆するように、ラムジにはフェヌロン等と比べて、より身近なものへの配慮というもう一つの道徳的義務に敏感であったと言える。上野氏が紹介するハチソン、さらに野原氏の批評でも言及されたアダム・スミスの立場とラムジの以上のような議論がただちに結びつくものか否かは慎重に判断すべきであるが、より身近なものへの自然な愛着を大切にするという彼らに共通する観点を意識することは重要である。

海洋帝国化するイギリスを批判するル・ブランは、小林昇の規定した「固有の重商主義」（議会的重商主義）の貴重な証言者であるという指摘は、このほぼ無名な著者にささやかな光を当てた筆者にとって、我が事のように嬉しい。冒頭で述べたようにダンカン・フォースがヒュームを世界市民とみなしたのと同じ意味で、すなわち自国であれ他国であれ国民的偏見から自由にその特質を分析する知的態度をもつという意味で、ル・ブランもまた世界市民であった。ただし、ヒュームの場合、上野氏が指摘するように、そのアイデンティティが複合的（大ブリテンの市民であり、スコットランド人でもあり、イングランドに両義的な感情をもつ）であるのに対し、ル・ブラン（に限らず多くの同時代のフランス人は）が果たしてその屈折にどこまで想像力を発揮できたのか。友人の著作を翻訳するにあたって、紹介を兼ねた序文を付すが、ヒュームはあっさりといギリス人＝イングランド人（Anglais）と括られている（D. Hume, *Discours politique*, 1754, p.vi）。ただし、これは多分に当時の語彙上の制約から来る現象かもしれない。『フランス人の手紙』に、スコットランドやアイルランドがまったく登場しないわけではないし、ヒューム宛の書簡（L. CXII）で1754年に刊行された彼の『大ブリテン史』—ル・ブランは、これを「不幸なスチュワート家の歴史」と形容する—の仏訳を早速提案するなど、ル・ブランが隣国の歴史に無関心であったわけでもない。大ブリテンという形で複雑なアイデンティティ形成をおこなった同時代の対岸の諸国民に対するフランス側の視点をより深く掘り下げることで、上野氏が仮説的に示すアイデンティティ形成の豊かな相互交流の断面が明らかになるのではないか。

第三章についての分析に移ろう。上野氏が冒頭で示した見取り図、すなわち、ルイ14世批判（＝世界君主政批判）と外交的・商業的平和を求めてきた親英的立場との結びつきが、18世紀後半になると、商業帝国化する大ブリテンの浮上によって解体していくという見取り図は、本書の屋台骨をずばりと析出するものである。こうした観点は、英語圏で活発な「帝国（empire）」研究と本書の知見が有機的に連動し得るものではないかという期待を抱かせるが、正直なところ、そこまでは手が及んでいない。その代わり、第三章がとりわけ力を入れたのが、国家と国家を連合させるというアイデアの、当初想定した以上の広がりであった（ただし、その広がりがまだ不十分であったことについては、森村氏の書評を参照されたい）。18世紀の（とりわけサン＝ピエールの）平和のための世界秩序構想は、まさに上野氏の言葉を借りれば、「国境に囚われない『世界共和国』」や「主権を移譲・統合するタイプの世界国家」とはあくまでも一線を画し、それらに至る移行期の暫定的な形態ではなく、それ自体が最終目標となる制度案であった。それを国家連合と呼ぶか、連邦と呼ぶかは、両者の定義が現在でもゆれるだけに筆者としても完全に切り分けることはあえてしない。だが、武力による紛争解決の回避という限定的目標のためだけに、一部主権を制限する国家連合を設立するというサン＝ピエールのアイデアは、指摘されるように、「多国間の司法組織」であるという点にその本質がある。しかも、その司法組織は、専門の裁判官（仲裁者）ではなく、一国一票による多数決で裁定するという驚くべき内容を伴うものである。国際連盟とも国際連合とも、またEUとも異なるこの組織の構造を詳細に分析した理由は、慧眼の上野氏が

示唆されるように、これら現代の国際機関の機能不全に対する筆者の不満がある。

最後に、疑問点としてあげられた論点に応答したい。

本書は、コスモポリタニズムという形で問題を設定したが、そのことにより、英米圏で活発に論じられてきた「帝国」論とは、いわばつかず離れずの距離をおくことになった。ウォーラーステインのシステム論的な見方は、確かにそういう面もあると思われる。「東洋」の大帝国に批判的であったモンテスキューがアレクサンドロスの帝国には肯定的であった（p.204-206）ことなども深読みすれば関連があるかもしれない。しかしながら、本書の立場からみれば、西洋社会では経済圏の広がり合致する政治的統一を形成することができなかつたのか、あるいはそうではなくてそれを自覚的に回避したとみるべきではないのか、という反問も可能であろう。

コスモポリタンな世界秩序構想が、常に世界平和を促進するものなのか、という問いも頭の痛い問題である。良質なリアリストであれば、この観点を奉じるであろう。上野氏が示唆するような20世紀の事象（アメリカを中心とする西欧社会のグローバリズムが国際連合と結託してポスト主権国家の流れを加速させる）については、本書で世界大の自由貿易体制を推進するミラボー侯爵が口を滑らせた一節、すなわち、「夢ではない、唯一の世界君主政」（p.248-252）を論じた際に密かに意識したつもりである。上野氏は、ここで「帝國的秩序」と「主権国家体系を基礎とした国際主義」を同列で扱うが、筆者としては、両者には決定的な違いがあると考え。やや繰り返しになるが、ミラボーその人を含めて、後者が前者に向かわない最大の理由が、主権国家の枠組みを失うことへの鋭い危機意識にあるとみているからである。ただし、それならば、中途半端な国家連合など求めず、主権国家が勢力均衡によって暫定的平和秩序を維持するだけで十分ではないか、という反論もあり得よう。リアリストの勢力均衡論やカール・シュミットの国際連盟批判は、今日においてもなお訴求力を失っていないかにも見える。だが、その場合においても、単なる勢力均衡ではなく、一定の「法の支配」に補われた勢力均衡を説いたフェヌロンの議論に筆者は説得性と可能性を覚える。コスモポリタンな秩序を拙速に追求することによって発生する戦争だけを批判するのはフェアではなく、軍事大国による弱肉強食の論理がもたらす戦争もあることにも目を向けた上で、それこそサン＝ピエールではないが、両者を冷静に比較考量し、よりましな可能性に賭けるというプラグマティックな視点も必要なのではないか。

3. 森村敏己氏への応答

森村氏の書評の第一の論点、すなわち、拙著における「道徳の役割」についての問いかけは、これが本書の根幹的なメッセージであることを的確に掬い上げていただいたと考える。実のところ、本書の内容を分かり易くまとめて話す機会に筆者がやりがちなパターンというのは以下のようなものである。18世紀フランスの平和追求の試みには、大別して3つある、すなわち、道徳的コスモポリタニズム（本書では、人類愛のコスモポリタニズムという呼称も用いる）、商業平和論、法制度とりわけ国家連合による平和の3つである、云々。森村氏の慧眼はこうした並列的叙述に筆者の煮え切らない態度を感じ取り、3つが同一平面に立つのではなく、道徳的コスモポリタニズムが他の2つの基底をなすことをもっと徹底的に強調すべきだと感じ取られたのではないか。その場合、おそらく、カントとサン＝ピエールを比較した終章は比較的明快に議論ができていたかもしれない。すなわち、制度設計のアイデアについてはサン＝ピエールに軍配があがるにせよ、戦争を回避することの「利益」に訴えることしかなかった後者に対し、カントの最大の独自性はそれが人類の道徳的義務であることを明確にした点にある、というわけである。

だが、森村氏はそれにとどまることなく、利益の合理的計算にもとづく判断と道徳的義務の関係を、商業平和論において緻密に分析され、筆者の議論に堅固な筋を通してくださった。イーデン条約の締結を推進した両国の政治家がフィジオクラットとアダム・スミスの無邪気な崇拜者であったことを想起す

れば、森村氏が示唆されるように、この条約の締結とその後のフランス側の深刻な混乱もまた、「穏和な商業」論と「商業（貿易）の嫉妬」論の抜き差しがたい対立の重要な事例であろう。何度も甘い期待を抱き、何度も裏切られた、と言うべきか。「穏和な商業」論単独では、平和的な秩序の構築には不十分であるという森村氏の指摘は重い。

この問題に関連して、あるエピソードを紹介しておきたい。本書を出版した後、自著の宣伝を兼ねて出版社のPR誌に「戦争と平和の政治思想史」なるタイトルのエッセイを書いた（『UP』9月号、2023）。この小文について、森村氏から、わざわざ「政治」という形容詞を冠した思想史とするところは、自分にはない発想だと指摘され、虚を突かれた。森村氏によれば、「このテーマでは多様な要素が絡み合っており、それは「思想史」としか言いようがないもの」であり、ご自分はそのようなものとして拙著を読んだとある。確かに、単純に方法論としてみるだけでも、まさにその通りである。倫理思想史、文学史で蓄積されてきた知見を総動員し、法学・政治学の要素が比較的強い章もあるものの（第3章）、経済政策・経済思想に関わる論述もそれを凌駕する勢いである。そもそも、切り分けることすら不可能で、すべてがどこかでつながっており、またつながっているからこそ面白みがある。政治・道徳・経済という今日的な分け方が固定する以前の良くも悪くも自由な世界が18世紀の知的世界であったと言えよう。森村氏の指摘は完全に正しい。にもかかわらず、戦争と平和の政治思想史であるとうっかり述べてしまった原因の一つは、おそらく、「世界の市民」として生きる、という18世紀人たちの道徳的要請があまりにも美しすぎて、その期待を裏切り、戦争を繰り返し続けたその後の2世紀を知る世代としては、人間の心のあり方に期待するのに気後れしてしまい、人間の行動を外部から律する制度やルール、あるいは社会構造の変容といったより現実的な側面を強調しておかないと今ひとつ説得力がないのでは、と咄嗟に考えてしまったからである。だが、それは単に一面を表しているにすぎない。いくら制度を整えても、また、いくら地球規模の取引による相互依存関係の深まりという有利な条件が加味されても、人類が平和の維持を道徳的義務として引き受ける意思を欠いていれば、戦争と平和の終わることのない繰り返しに楔を打ち込むことはできない。まさに森村氏が指摘される道徳的判断の重要性である。このことを同じように強調しなければ本末転倒であろう。

次に、連合＝連邦構想について議論したい。この問題は、本書がとりわけ力を入れた部分である。それは、小共和国の周辺の大國からの侵攻に対する防衛政策（モンテスキュー）であり、大きくなりすぎた共和国を適正な規模に再分割する方法であり（ルソー）、神聖ローマ帝国の国制への再評価であり（サン＝ピエールとライプニッツ）、そして、戦争による紛争解決を回避するための国家連合体の設立計画案でもあった（サン＝ピエール）。このような壮大なパノラマを描き出せたことに満足していたのだが、森村氏はそこに重要な欠落を見出す。すなわち、フェヌロン、また彼以上に徹底して地方三部会の設置を求めたミラボー侯爵の議論が連合＝連邦構想の中でまったく言及されていない点がそれである。この批判は手痛いものである。負け惜しみではないが、ミラボーの地方分権志向には、第4章で彼の自由貿易擁護論を論じた際に、完全な商業の自由に歯止めをかける要素として、それなりの注意を払っていたからである。だが、そこで止まってしまったのは、木を見て森を見ずの典型例である。貴族イデオロギーに由来する地方分権体制へのこだわりは、確かに18世紀のもう一つの連合＝連邦論である。ダルジャンソン、ネッケル、コンドルセと継受され、また発展していく「国家の中の国家」についての考察に十分な目配りができなかったのは残念である。地方分権論はただちに「平和」を追求するものではなかったが、それは本書の隠れたもう一つのテーマである「自由」の追求にとっては鍵となる発想である。

個別の論点に進もう。まず、フェヌロンにおける祖国愛の問題である。ご指摘の通り、祖国を裏切り、祖国に拳兵したシャルル・ド・ブルボン大元帥へのフェヌロンの眼差しは驚くほど厳しい。とはいえ、大元帥の祖国への裏切りは、もっぱら君主からの不当な扱いに対する憤懣に起因するとされ、その限りでは、私的感情と祖国愛の対立という枠におさまる議論であり、祖国愛とさらに上位の人類愛の間

の緊張とまでは言えないのではないか。人類愛が祖国愛に優先されるのは、たとえば、無辜の民の虐殺を命じる君主に対し、臣下が身の危険を顧みず異を唱えることができるか、という局面であろう。十二分に愛国者であったフェヌロン自身が類似する局面において君主を戒めるためにあらゆる努力を重ねただけに、人類への愛以前に祖国への愛すらも持ち得なかった大元帥の傲慢と貪欲は、許しがたいものとみえたのではないか。

次に、祖国愛とナショナリズムとの関係という問題である。バセ・ド・ラ・マレルについての鋭いご指摘の通り、戦争を背景に国民感情が噴出したにせよ、共和政か君主政か、という国制の優劣を問う観点がそう簡単に放逐されたわけではない。両者の区分ははまだ紙一重と言ってよい。とはいえ、そこにはやはり一線が画されていたのではないか。7年戦争下の隣国による残虐行為は、イングランド国民の「自然的気質」、あるいは「国民性」に原因があるのではなく、危機を煽り立てた政府の失策がもたらしたものだと言ったル・ブランの発言(p.103)もこの文脈で読み返すとより意味が明確化する。おそらく、自然的気質を強調する「ナショナリスト」の政治パンフレットと一定の距離をおきながら、あくまでも隣国の政策を批判するにとどめる、というのが、彼のスタンスであったのだろう。

共和政は平和志向か、人民は常に平和的か、というご指摘は、容易に反論できるものではない。おそらく、戦争をすれば多大な利益を得るという状況や「国民的偏見」にどっぷりつかると、いう状況においては、圧倒的に多数の市民が戦争に訴えることを辞さないという局面は当然想定できるであろう。君主政は平和的であり、共和政こそ好戦的であるという18世紀フランスの「保守派」の認識は、一概にイデオロギー的なものであったと断ずることはできない。特にルソーの場合、一方では、市民として生きることと人間として生きることは両立しないと訴え、好戦的な古代の共和国に対する批判的観点を抱きつつ、他方で、後のいわゆるデモクラティック・ピース論につながるような議論（共和政が実現すれば、戦争と暴政という2つの悪が同時に克服できる）をしているため、曖昧な部分が残ると言えよう。とはいえ、フェヌロンが、為政者が国民の窮乏の現状とその切実な訴えに目を塞ぎ、空虚な栄光を求めて戦争に訴える姿に業を煮やし、国民の声を届ける制度としての地方三部会に活路を見出したことも同様に想起すべきであろう。民主的コントロールの不在が、戦争の原因となることも一面の真実である。結局の所、戦争の要因が、為政者側にあるのか、市民の側にあるのか、その両方にあるのかについて安易な犯人捜しや一般化をしても無益である。利益の合理的計算だけでは持続した平和を実現できず、そこに道徳の果たす重要な役割があるという森村氏が提起した命題は、政体の違いを超えて妥当するということであろう。

お三方からいただいた貴重な問題提起のすべてに正面から答えられたかどうか、心許ない部分も残るが、戦争と平和をめぐる思想史研究のさらなる地平に向けて思索と議論を重ねていきたい。

〔川出 良枝〕

応答者

川出 良枝 東京大学大学院法学政治学研究科教授